

航空法関係手数料令及び運輸安全委員会設置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

一	航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
二	運輸安全委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三百七十七号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	17

改正案

（耐空証明等に係る手数料の額）  
 第二条 法第百三十五条第二号から第六号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。  
 ただし、同表第一号から第八号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、同表に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。

別表第一（第二条関係）

納付しなければならない者	一・二 (略)	区分	手数料の額
三 法第 十三 条 第一 項 の承 認 を申 請 する 者	イ 国 土 交 通 省 令で 定 める 大 変 更 を し よ う と す る 場 合	(1) 承 認 に 係 る 飛 行 機	(略)
		最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの	十万二千六百元 (電子情報処理 組織により承認 を申請する場合 (以下「電子承 認申請の場合」 という。)にあ つては、十万二 千百元)

現行

（耐空証明等に係る手数料の額）  
 第二条 法第百三十五条第二号から第六号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。  
 ただし、同表第一号から第三号までの証明又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、当該各号に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。

別表第一（第二条関係）

納付しなければならない者	一・二 (略)	区分	手数料の額
三 法第 十六 条 第一 項 の修 理 の改 造 検 査を 受 け よ う と す る 者	イ 国 土 交 通 省 令で 定 める 大 修 理 又 は大 改 造を す る 場 合	(1) 法第 二十 条 第一 項 の能 力 につ いて の認 定 を受け	(略)
		最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの	四万六千五百円 (電子情報処理 組織により検査 を申請する場合 (以下「電子検 査申請の場合」 という。)にあ つては、四万六 千四百円)

		機		た航空		為をし		他の行		認その		国が承	
		航空機		回		最大離陸重量三千		百七十五		キログラ		ム以下の	
		多発機		単発機		最大離陸重量五千		千七百キログラ		ムを超えるもの		多発機	
		十八万五千四百円（電子承認申請の場合にあっては、十八万五千円）		十萬三千六百元（電子承認申請の場合にあっては、十萬三千百円）		十八万五千四百円（電子承認申請の場合にあっては、十八万五千円）		十八万五千四百円（電子承認申請の場合にあっては、十八万五千円）		十八万五千四百円（電子承認申請の場合にあっては、十八万五千円）		十八万五千四百円（電子承認申請の場合にあっては、十八万五千円）	

		機		た航空		査をし		後の検		び設計		設計及		に係る		造検査		修理改		た者が	
		航空機		回		最大離陸重量三千		百七十五		キログラ		ム以下の		多発機		単発機		最大離陸重量三千		百七十五	
		多発機		単発機		最大離陸重量五千		千七百キログラ		ムを超えるもの		多発機		単発機		最大離陸重量五千		千七百キログラ		ムを超えるもの	
		九万二千五百円		四万六千九百円		九万二千五百円		九万二千五百円		九万二千五百円		九万二千五百円		九万二千五百円		九万二千五百円		九万二千五百円		九万二千五百円	



二十条	第一項	重量五千	七百キロ	グラム以下のもの	最大離陸重量五 千七百キログラ ムを超えるもの	航空機	回転翼	航空機	の検査	設計後	計及び	係る設	承認に	た者が	を受け	の認定	て同項	について	の能力	第一号	第一項	二十条
		千九百円	五百八十五万五 千四百円	千四百円	五百八十五万五 千四百円に、五 千七百キログラ ムを超える五千 七百キログラム ごとに三十四万 三千八百円を加 算した額	航空機	回転翼	航空機	の検査	設計後	計及び	係る設	承認に	た者が	を受け	の認定	て同項	について	の能力	第一号	第一項	二十条
		千九百円	五百八十五万五 千四百円	千四百円	五百八十五万五 千四百円に、五 千七百キログラ ムを超える五千 七百キログラム ごとに三十四万 三千八百円を加 算した額	航空機	回転翼	航空機	の検査	設計後	計及び	係る設	承認に	た者が	を受け	の認定	て同項	について	の能力	第一号	第一項	二十条
		千九百円	五百八十五万五 千四百円	千四百円	五百八十五万五 千四百円に、五 千七百キログラ ムを超える五千 七百キログラム ごとに三十四万 三千八百円を加 算した額	航空機	回転翼	航空機	の検査	設計後	計及び	係る設	承認に	た者が	を受け	の認定	て同項	について	の能力	第一号	第一項	二十条

ロ	その	他の修	理又は	改造を	する場	合																
(1)	法第	二十条	第一項	第一号	の能力	について	て同項	の認定														
	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機	飛行機
	最大離陸	重量五千	七百キロ	グラム以	下のもの																	
	単発機	重量三千	百七十五	キログラ	ム以下の																	
	四万九千三百円	九万六千八百円	九万六千八百円	多発機	五万二千七百円																	
	三万九千九百円	九万六千八百円	九万六千八百円	多発機	五万二千七百円																	
	三万九千九百円	九万六千八百円	九万六千八百円	多発機	五万二千七百円																	
	三万九千九百円	九万六千八百円	九万六千八百円	多発機	五万二千七百円																	

		(3)		飛行機		飛行船		滑空機	
		他の航空機		飛行機		飛行船		滑空機	
		回転翼航空機		固定翼航空機		飛行船		動力滑空機	
		最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの		最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの		飛行船		動力滑空機	
		単発機		多発機		飛行船		動力滑空機	
		三百十八万四千円		三百十七万六千円		五百五十九万六千円		百三十二万五千四百円	
		六千四百九十九万六千円		六千四百四十七万九千円		六千四百四十七万九千円		九百九万三千三百円	
		三百七十五キログラム以下のもの		五千七百キログラム以下のもの				九百九万三千三百円	
		最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの		最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの				九百九万三千三百円	

		回転翼航空機		固定翼航空機		検査後の設計及び設計に係る		修理改造検査		受ける者が	
		最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの		最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの		検査後の設計及び設計に係る		修理改造検査		受ける者が	
		単発機		多発機		検査後の設計及び設計に係る		修理改造検査		受ける者が	
		四万九千二百円		四万九千二百円		三百円を加算した額		五万二千七百円		受ける者が	
		五万三千二百円		五万三千二百円		三百円を加算した額		五万二千七百円		受ける者が	
		五千七百キログラム以下のもの		五千七百キログラム以下のもの		検査後の設計及び設計に係る		五万二千七百円		受ける者が	
		最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの		最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの		検査後の設計及び設計に係る		五万二千七百円		受ける者が	

	合 する場 よ よ 更 他 の 変 更 し よ う と	(1) 承 認 に 係 る 変 更 に つ い て 国 際 民 間 航 空 条 約 の 締 約 国 た る 外 国 が 承 認 そ の 他 の 行 為 を し た 航 空 機	飛行船	滑空機		最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの
				動力滑空機	その他の滑空機	
(3) その 他 の 航 空 機	(2) 法 第 二 十 条 第 一 項 第 一 号 の 能 力 に つ い て 同 項 の 認 定 を 受 け た 者 が 承 認 に 係 る 設 計 及 び 設 計 後 の 検 査 を し た 航 空 機		五百八十三万七千円	二百四十万八千三百円	二百四十万八千三百円	六百四十九万九千六百円に、三千七百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムごとに三十九万九千八百円を加算した額

回転翼 航空機	最大離陸重量三千	単発機	飛行機	(2) その 他 の 航 空 機		飛行船	その他の滑空機
				最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		
				五万六千五百円	五万六千五百円	五万三千三百円（電子検査申請の場合にあつては、四万八千二百円）	四万八千三百円（電子検査申請の場合にあつては、四万八千二百円）
				四万二千二百円	四万二千二百円	五万二千二百円（電子検査申請の場合にあつては、五万二千二百円）	

四 法第十三条の二第一項の承認を申請する者	
イ 承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機  ロ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	
一万九千七百円  十五万六千円 (電子承認申請の場合にあっては、十五万五千	

(新設)				
(新設)				
	飛行船	滑空機 動力滑空機 その他の滑空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの  五千七百七十五キログラムを超えて三千七百七十五キログラムごとに五百九十円(電子検査申請の場合にあっては、五百六十円)を加算した額	百七十五キログラム以下の多発機  五千七千円
(新設)	五万六千円	五万二千六百円		五千七千円

<p>六 法第十七条 第一項 の修理 改造 検査 を 受 け よ う</p>	<p>五 法第十三条 の二第 三項の 承認を 申請す る者</p>	
<p>イ 国土 交通省 令で定 める大 修理又 は大改 造をす けよう</p>	<p>ハ 其他の航空機</p>	<p>ハ 其他の航空機</p>
<p>飛行機 最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの</p>	<p>ロ 法第二十条第一項第一号の能力について 同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び 設計後の検査をした航空機</p>	<p>イ 承認に係る変更について国際民間航空条 約の締約国たる外国が承認その他の行為を した航空機</p>
<p>単発機 十六万三千九百 円</p>	<p>十二万千円（電 子承認申請の場 合にあつては、 十二万五百円）</p>	<p>一万二千七百元 十九万五千百円 （電子承認申請 の場合にあつて は、十九万四千 六百元）</p>
<p>三 法第十六条 第一項 の修理 改造 検査 を 受 け よ う</p>	<p>(参考)</p>	<p>(新設)</p>
<p>イ 国土 交通省 令で定 める大 修理又 は大改 造をす けよう</p>	<p>(1)</p>	<p>(新設)</p>
<p>飛行機 最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの</p>	<p>法第二十 一条第一 項第一号 の能力に ついて</p>	<p>(新設)</p>
<p>単発機 四万六千五百円 （電子情報処理 組織により検査 を申請する場合 以下「電子検査 申請の場合」とい う。）にあ</p>		<p>(新設)</p>

と  
する  
者

る  
場  
合

回 転 翼 航 空 機							
最大離陸重量三 千七百七十五キ ログラムを超える もの	最大離陸重量三 千七百七十五キ ログラムを超える もの	単発機	多発機	最大離陸重量五 千七百キログラ ムを超えるもの	多発機		
		円	円			円	円
二十万九千円に 、三千七百七十五 キログラムを超 える三千七百七 五キログラムご とに五千八百円 を加算した額		二十万九千円		二十万八千五百 円に、五千七百 キログラムを超 える五千七百キ ログラムごとに 九千六百円を加 算した額			

と  
する  
者

る  
場  
合

の認定  
を受け  
た者が  
修理改  
造検査  
に係る  
設計及  
び設計  
後の検  
査をし  
た航空  
機

回 転 翼 航 空 機							
最大離陸重量三 千七百七十五キ ログラムを超える もの	最大離陸重量三 千七百七十五キ ログラムを超える もの	単発機	多発機	最大離陸重量五 千七百キログラ ムを超えるもの	多発機		
		円	円			円	円
九万三千円（電 子検査申請の場 合にあっては、 九万二千九百円 ）に、三千七百 十五キログラム を超える三千百		四万六千九百円	九万三千円（電 子検査申請の場 合にあっては、 九万二千九百円 ）	九万二千五百円 に、五千七百キ ログラムを超え る五千七百キ ログラムごとに一 万円を加算した 額		つては、四万六 千四百円）	

飛行船	滑空機		
	その他の滑空機	動力滑空機	
二十万八千円	円 十六万九千八百	十七万三百円	

(2) その他の航空機					
飛行機			飛行船	滑空機	
最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	単発機	その他の滑空機	動力滑空機	七十五キログラムごとに五千三百円を加算した額
	九万六千三百円	四万八千八百円	九万千円（電子検査申請の場合） 九万千円	五万三千円	

合	する場	改造を	理又は	他の修	ロ その	
					飛行機	
	下のもの	グラム以	七百キロ	重量五千	最大離陸	
					単発機	
					十五万七千円	

合	する場	改造を	理又は	他の修	ロ その	
					(1)	
	の能力	第一号	第一項	二十条	法第	
					飛行機	
	下のもの	グラム以	七百キロ	重量五千	最大離陸	
					単発機	
	百円)	は、三万九千八	の場合にあつて	(電子検査申請	三万九千九百円	
					九万五千九百円	
					五万五千九百円	
					五万七千三百円	
					を加算した額	
					九万六千八百円	
					に、三千百七十	
					五キログラムを	
					超える三千百七	
					十五キログラム	
					ごとに六千円	
					を加算した額	
					九万六千八百円	
					多発機	
					九万六千八百円	
					重量三千	
					百七十五	
					キログラ	
					ム以下の	
					もの	
					最大離陸	
					重量三千	
					単発機	
					四万九千三百円	
					した額	
					万千円を加算	



飛行船	滑空機	
	動力滑空機	その他の滑空機
十六万七千円	十六万五千三百円	十六万四千八百円

(2) 飛行機 他の航空機	飛行機		飛行船	滑空機	
	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		動力滑空機	その他の滑空機
	単発機	多発機	五万三千三百円（電子検査申請の場合にあつては、五万二千二百円）	四万八千三百円（電子検査申請の場合にあつては、四万八千二百円）	四万九千二百円
	四万二千二百円	五万六千五百円			額

<p>七 法第 十七 条の 第二 項の 承認 を申 請す</p>	
<p>イ 法第 二十 条第 一項 第一 号の 能力 につ いて 同項 の認 定を 受け た者 が承 認に 係る 設計 及び 設計 後の 検査 をし た航 空機</p>	
<p>十一 万二 千五 百円 (電 子承 認申 請の 場合 にあ つて は、 十一 万二 千円)</p>	

(新設)							
(新設)							
	飛行船	滑空機 動力滑空機	その他の滑空機	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1201 1507 1294 1830">回 轉翼 航 空機 最 大 離 陸 重 量 三 千 七 十 五 キ ロ グ ラ ム 以 下 の もの</td> <td data-bbox="1294 1507 1386 1830">多 発 機</td> <td data-bbox="1386 1507 1495 1830">単 発 機</td> </tr> </table>	回 轉翼 航 空機 最 大 離 陸 重 量 三 千 七 十 五 キ ロ グ ラ ム 以 下 の もの	多 発 機	単 発 機
回 轉翼 航 空機 最 大 離 陸 重 量 三 千 七 十 五 キ ロ グ ラ ム 以 下 の もの	多 発 機	単 発 機					
(新設)	五万六千円	五万二千六百元	五万千円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1201 1830 1294 2056">五万七千円に、 三千百七十五キ ログラムを超える もの</td> <td data-bbox="1294 1830 1386 2056">五万七千円</td> <td data-bbox="1386 1830 1495 2056">四万二千七百元</td> </tr> </table>	五万七千円に、 三千百七十五キ ログラムを超える もの	五万七千円	四万二千七百元
五万七千円に、 三千百七十五キ ログラムを超える もの	五万七千円	四万二千七百元					

備考	十 (略)	九 法第 十八 条第 一 項 の 予 備 品 証 明 を 申 請 す る 者	八 法第 十七 条の 二第 三 項の 承認 を 申 請 す る 者	イ 法第 二十 条第 一 項第 一 号の 能力 につ いて 同項 の認 定を 受け た者 が承 認に 係る 設計 及び 設計 後の 検査 をし た航 空機	ロ その 他の 航空 機	十三 万八 千二 百 円 (電 子承 認申 請の 場合 にあ つて は、 十三 万七 千七 百円)	七 万六 千六 百円 (電 子承 認申 請の 場合 にあ つて は、 七 万二 千二 百円)	十一 万六 百円 (電 子承 認申 請の 場合 にあ つて は、 十一 万二 百円)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)	五 (略)	四 法第 十七 条第 一 項 の 予 備 品 証 明 を 申 請 す る 者	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一 この表第一号ロに掲げる航空機について法第十七条第一項の修理又は改造をし、当該修理又は改造に係る同項の修理改造検査を受けないで法第十条第一項の耐空証明を受けようとする場合における手数料の額は、同号ロに掲げる額に、この表第六号中欄に掲げる区分に応じ、同号下欄に掲げる額（次号イ又はロに掲げる設計に基づき当該修理又は改造をする場合にあつては、当該額から十三万八千二百円を控除した額）を加算した額とする。

二 次に掲げる設計に基づき修理又は改造をする航空機について法第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする場合における手数料の額は、この表第六号に掲げる額から十三万八千二百円を控除した額とする。

イ 法第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計

ロ 法第十七条第一項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造のための設計

改 正 案	現 行
<p>（専門委員の任命及び任期）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 専門委員の任期は、その従事する全ての事故等調査について運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十五条第一項の規定による報告書の提出又は同条第三項後段の規定による結果の報告がされる時までの期間とする。</p>	<p>（専門委員の任命及び任期）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 専門委員の任期は、その従事する事故等調査について運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十五条第一項の規定により報告書が国土交通大臣に提出される時までの期間とする。</p>